

# 山梨県公報

第七百三十四号

平成十九年

二月五日

月 曜 日

## 目次

道路の区域変更(三件)……………四九

大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………五〇

公安委員会……………五〇

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………五〇

その他……………六一

公募型プロポーザル方式による受注者の選定について……………六一

正誤……………六一

平成十八年十一月九日付け第七百十三号中……………六一

## 告示

### 山梨県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年二月五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一―号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の五地先から 甲州市大字塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先まで	旧	六・〇	六三一・〇
	新	六・〇	六三一・〇

### 山梨県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年二月五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
山梨市大字切差字城腰一四二〇番の二地先から 山梨市大字切差字城腰一四二二番の六地先まで	旧	八・八	二二三・〇
	新	一一・五	二二三・〇

### 山梨県告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年二月五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	上野原市大字大野字大平五七二六番の一地 先から 上野原市大字大野字大平五七一八番の一地 先まで	旧 一〇・四 新 一・一・八	三六・〇
新	四七・〇 六三・〇	三六・〇	

## 公 告

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年六月五日まで縦覧に供する。

平成十九年二月五日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

1 氏名又は名称 有限会社ブリバ 取締役 馬場則明

2 住所 東京都中央区銀座八丁目十一番九号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 スーパーセンターライアル南アルプス店

(二) 所在地 南アルプス市小笠原字雨久保千四百二十三 一番

2 変更した事項

変更事項	変更後の名称	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所	有限会社ブリバ 取締役 馬場則明	東京都中央区銀座八丁目十一番九号

3 変更の年月日

平成十八年八月二十八日  
三 届出年月日  
平成十九年一月十七日

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第九号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十九年二月五日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

別表第三中

一一〇	県道 武田八幡神社線	大型自動車、大型特種自動車(路線バス、マイク口バスを除く)	終日	葦崎	五五・一一・二五九号
	葦崎市葦崎町二、一、二番地先から葦崎市葦崎町四、七〇四番地の三先(武田橋北)まで(八〇メートル)				

一一〇	削除			葦崎	平成一九年二月五日 告示第九号
-----	----	--	--	----	-----------------

六八六	市道 沢三号線	北杜市長坂町渋沢八 四九番地先（渋沢北 交差点）から北杜市 長坂町塚川二、八一 九番地先（オオムラ サキセンター駐車場 ）まで（二、二〇〇 メートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車	七時か ら一九 時まで	長坂	平成一七年二月 一日 告示第一〇五号
-----	------------	--	-------------------------------	-------------------	----	--------------------------

六八六	市道 沢三号線	北杜市長坂町渋沢八 四九番地先（渋沢北 交差点）から北杜市 長坂町渋沢一、〇〇 七番地一九先（北杜 高校南東角交差点） まで（一、七五〇メ ートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車	七時か ら一九 時まで	長坂	平成一九年二月五 日 告示第九号
-----	------------	---	-------------------------------	-------------------	----	------------------------

六八八	市道	甲府市丸の内二丁目 三五番七号先から甲 府市丸の内二丁目三 七番四号先まで（六 メートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車	終日	甲府	平成一八年八月一 七日 告示第八四号
-----	----	---	-------------------------------	----	----	--------------------------

六八八	市道	甲府市丸の内二丁目 三五番七号先から甲 府市丸の内二丁目三 七番四号先まで（六 メートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車	終日	甲府	平成一八年八月一 七日 告示第八四号
六八九	市道 渋	北杜市長坂町塚川二	大型自 動車	七時か	長坂	平成一九年二月五

沢三号線	、八一九番地先（オ オムラサキセンター 駐車場）から北杜市 長坂町渋沢一、〇〇 七番地一九先（北杜 高校南東角交差点） まで（四五〇メー トル）	自動車、 大型特 殊自動 車（路 線バス 、学校 関係車 両を除 く）	ら一九 時まで	日 告示第九号
------	---	---	------------	------------

に改める。  
別表第六中

一〇四 国道 二〇号線	北巨摩郡武川村牧原 一、四〇六番地先北 側	車 両	終 日	長 坂	平成一九年二 月 五日 告示第九号
-------------------	-----------------------------	--------	--------	--------	----------------------------

に改める。  
別表第十中

一〇四 国道 二〇号	北杜市武川町牧原一 、四〇六番地先北側	大型自 動車、 大型特 殊自動 車	終日	長坂	平成一九年二 月 五日 告示第九号
------------------	------------------------	-------------------------------	----	----	----------------------------

三、四二七	村道	南都留郡秋山村三、三三五番地 先（桜井小学校東側出入口）	都留	六二・二二・二 四四号
三、四二八	県道 四日市 場上野 原線	南都留郡秋山村三、五四〇番地 （桜井小学校東側グラウンド南）	都留	六二・二二・二 四四号

三、四二七	削除		都留	平成一九年二月五日 告示第九号
三、四一八	削除		都留	平成一九年二月五日 告示第九号

に改める。

別表第十三中

五	県道 河口湖御坂線	南都留郡河口湖町河口二、四七六番地の四先から東八代郡御坂町藤の木一、八九九番地の四先まで（御坂有料トンネル南口から有料道路終点まで）	三、七七五	車両 （軽車両を除く）	終日	石和 四九・四 富士 一一 吉田 一六号
---	--------------	--	-------	----------------	----	----------------------------

を

五	削除					笛吹 平成一九 富士 年二月五 吉田 日 告示第九号
---	----	--	--	--	--	-------------------------------------

に改める。

別表第十四中

七三	県道 内船停	南巨摩郡南部町南部八、四五七番地	一、一〇〇	車両	三〇	南部 平三・三 ・二五
----	-----------	------------------	-------	----	----	----------------

車場線	先（池辺時計店前交差点）から南巨摩郡南部町内船八、一三三番地先（中村川橋）まで					第九号
-----	---	--	--	--	--	-----

を

七三	県道内 船停車 場線	南巨摩郡南部町南部八、四五七番地先（池辺時計店前交差点）から南巨摩郡南部町内船七、八七三番地先（梅の木川橋）までの両側	九〇〇	車両（けん引を除く）	三〇	南部 平成一九 年二月五 告示第九号
----	------------------	---	-----	------------	----	--------------------------

に

一四七	市道	韮崎市本町三丁目三番一九号先（望月酒店）から韮崎市本町三丁目二番三号先まで	一三三〇	車両	二十	韮崎 五九・一 ・一九 二号
-----	----	---------------------------------------	------	----	----	----------------------

を

一四七	削除					韮崎 平成一九 年二月五 告示第九号
-----	----	--	--	--	--	--------------------------

に

一四九	県道 茅野小	北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五五五	二二、二二	車両（原付）	四〇	韮崎 平一二・ 長坂 二・三
-----	-----------	------------------	-------	--------	----	-------------------

	淵沢 葎線	番地の一先から葎 崎市水神二丁目二 番一先(村松石 材工業南側交差点 )までの両側		けん引 を 除く。		告示 第六号
--	----------	---	--	-----------------	--	-----------

一四九	県道茅 野北杜 葎崎線	北杜市小淵沢町上 笹尾一八七番地六 六先(伊藤建興西 側交差点)から葎 崎市水神二丁目二 番一先(村松石 材工業南側交差点 )までの両側	二〇、五二 五	車両(原付・ けん引を 除く。)	四〇	葎崎 長坂 平成一九 年二月五 日 告示第九 号
-----	-------------------	---	------------	------------------------	----	--

四六一	町道 四号線	東八代郡石和町松 本五一五番地先(き らく食堂)から 東八代郡石和町松 本五三九番地先ま で	二五〇	車両 二十	石和	五二・三 ・五 一 号
-----	-----------	---	-----	----------	----	----------------------

四六一	削除				笛吹	平成一九 年二月五 日 告示第九 号
-----	----	--	--	--	----	--------------------------------

五〇三	町道新	南巨摩郡鵜沢町七	三七五	車両 二〇	鵜沢	平成一四
-----	-----	----------	-----	----------	----	------

	道線	○六番地先(早川 齒科医院)から南 巨摩郡鵜沢町一、 六七六番地先(中 沢時計店)までの 両側				年一月三 日 告示第四 号
--	----	--	--	--	--	------------------------

五〇三	削除				鵜沢	平成一九 年二月五 日 告示第九 号
-----	----	--	--	--	----	--------------------------------

五三九	県道 横手日 野春停 車場線	北巨摩郡武川村山 高一、四三六番地 (村営グラウンド 入口)から北巨摩 郡長坂町富岡八三 番地(白井商店) まで	三、八〇〇	車両 三十	長坂	五三・七 ・二〇 三 一 号
-----	-------------------------	--	-------	----------	----	----------------------------

五三九	県道横 手日野 春停車 場線	北杜市武川町山高 一、四三六番地先 (武川体育広場入 口)から北杜市武 川町牧原一、七三 〇番地の一先(釜 無川橋南詰)まで の両側	一、五〇〇	車両(けん引 を除く。)	三〇	長坂 平成一九 年二月五 日 告示第九 号
-----	-------------------------	---	-------	-----------------	----	--------------------------------------

六〇一	県道 茅野小 淵沢 崎線	北巨摩郡小淵沢町 五、七八六番地先 (松木坂交差点) から北巨摩郡小淵 沢町上笹尾二、五 五五番地の一先ま での両側	二、四六〇	車両 (原付 ・けん 引を 除く)	五〇	長坂	平一・ 二・一五 告示 第一〇号
-----	-----------------------	--	-------	-------------------------------	----	----	---------------------------

六〇一	県道茅 野北杜 葎崎線	北杜市小淵沢町五 、七八六番地先 (松木坂交差点)か ら北杜市小淵沢町 上笹尾一八七番地 六六先(伊藤建興 西側交差点)まで の両側	四、一六〇	車両(原 付・けん 引を除く)	五〇	長坂	平成一九 年二月五 日告示第 九号
-----	-------------------	---	-------	-----------------------	----	----	----------------------------

六七二	公道 四号道 路	中巨摩郡甲西町戸 田三七一番地先 (東京プリント)か ら中巨摩郡甲西町 戸田五四八番地の 一先(公道六号道 路との交差点)ま で	二〇〇	車両	三十	小笠 原	五五・八 一・一 三五号
-----	----------------	---	-----	----	----	---------	--------------------

六七二	削除					南ア ルブ ス	平成一九 年二月五 日告示第 九号
-----	----	--	--	--	--	---------------	----------------------------

六七六	市道 法能宮 原線	都留市法能一、七 七六番地の三先 (都留第一中前給油 所)から都留市法 能八五一番地先 (三浦薬局)まで	二、三〇〇	高速車 中速車	四十	都留	五五・八 一・一 三五号
-----	-----------------	---	-------	------------	----	----	--------------------

六七六	市道法 能宮原 線	都留市法能一、七 七六番地の三先 (法能交差点)から 都留市法能一、一 一七番地先(都留 バイパスとの交差 点)までの両側	一、七〇〇	車両(けん 引を除く)	三〇	都留	平成一九 年二月五 日告示第 九号
-----	-----------------	---	-------	----------------	----	----	----------------------------

七〇七	県道 富士川 身延線	南巨摩郡南部町内 船八、一三三番地 先(中村川橋)か ら南巨摩郡南部町 井出八五七番地先 (南方五〇メート ル先)まで	六、三〇〇	高速車 中速車	四〇	南部	平三・三 ・二五 第九号
-----	------------------	---	-------	------------	----	----	--------------------

七〇七	県道富 士川身 延線	南巨摩郡南部町内 船七、八七三番地 先(梅の木川橋) から南巨摩郡南部	六、五〇〇	車両(原 付・けん 引を)	四〇	南部	平成一九 年二月五 日告示第 九号
-----	------------------	--	-------	---------------------	----	----	----------------------------

町井出八五七番地 先(南方五〇メー トル先)までの両 側
除く。
号

九二一
国道一 三九号 (富士 見バイ パス)
富士吉田市上吉田 一、四一八番地の 一先(富士見バイ パス南交差点)か ら富士吉田市下吉 田五、八四五番地 先(富士見バイパ ス北交差点)まで の両側
四、七六七
車両(原付・ けん引 を除く)
五〇
富士 吉田
平成一七 年四月二 八日 告示第三 七号

九二一
削除
富士 吉田
平成一九 年二月五 日 告示第九 号

一、〇 二七
市道
都留市つる四丁目 一、一一二番地の 一三先(都留 市南側)から都留 市四日市場四七七 番地の五先まで
一、一〇〇
車両
三〇
都留
都留
五九・一 二・六 五九号

一、〇
削除
都留
平成一九

二七
年二月五 日 告示第九 号

一、〇 二八
市道 東桂古 川渡線 (中央 道側道 側道)
南都留郡西桂町小 沼八八七番地の二 先から都留市つる 五丁目五番一先 (つる五丁目交差 点)までの両側
六、五七〇
車両(原付 ・けん 引を 除く)
三〇
都留
平成一 六・一 三 告示 第四二 号

一、〇 二八
市道東 桂古川 渡線(中 央道側 道側道)
南都留郡西桂町小 沼八六五番地の一 先から都留市十日 市場一五二番地の 三先までの両側
四、〇二〇
車両(けん 引を 除く)
三〇
都留
平成一九 年二月五 日 告示第九 号

一、三 〇〇
市道
塩山市上於曾一、 二七六番地先(焼 肉「三政苑」)か ら塩山市上於曾一 、二六九番地先ま で
一二五
車両
二〇
塩山
平成一 一・一 一 第一号

一、三 〇〇
削除
塩山
平成一九 年二月五 日 告示第九 号

<p>号</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1029 154 1332 347"> <p>一、四 一六 国道一 宮山梨 線</p> </td> <td data-bbox="1029 347 1332 571"> <p>笛吹市春日居町熊 野堂四九七番地先 (春日居小学校北 交差点)から山梨 市下石森六〇一番 地の一〇先(山梨 南中西入口交差点 までの両側</p> </td> <td data-bbox="1029 571 1332 728"> <p>二、九一〇</p> </td> <td data-bbox="1029 728 1332 896"> <p>車両(原付・けん引を) 除く。</p> </td> <td data-bbox="1029 896 1332 952"> <p>四〇</p> </td> <td data-bbox="1029 952 1332 1064"> <p>部下 平成一七年二月一日 告示第七号</p> </td> </tr> </table>	<p>一、四 一六 国道一 宮山梨 線</p>	<p>笛吹市春日居町熊 野堂四九七番地先 (春日居小学校北 交差点)から山梨 市下石森六〇一番 地の一〇先(山梨 南中西入口交差点 までの両側</p>	<p>二、九一〇</p>	<p>車両(原付・けん引を) 除く。</p>	<p>四〇</p>	<p>部下 平成一七年二月一日 告示第七号</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="646 154 949 347"> <p>一、四 一六 市道</p> </td> <td data-bbox="646 347 949 571"> <p>笛吹市春日居町熊 野堂四九七番地先 (春日居小学校北 交差点)から笛吹 市春日居町桑戸七 三八番地の一先(春 日居小前交差点 までの両側</p> </td> <td data-bbox="646 571 949 728"> <p>五〇〇</p> </td> <td data-bbox="646 728 949 896"> <p>車両(原付・けん引を) 除く。</p> </td> <td data-bbox="646 896 949 952"> <p>四〇</p> </td> <td data-bbox="646 952 949 1064"> <p>部下 平成一九年二月五日 告示第九号</p> </td> </tr> </table>	<p>一、四 一六 市道</p>	<p>笛吹市春日居町熊 野堂四九七番地先 (春日居小学校北 交差点)から笛吹 市春日居町桑戸七 三八番地の一先(春 日居小前交差点 までの両側</p>	<p>五〇〇</p>	<p>車両(原付・けん引を) 除く。</p>	<p>四〇</p>	<p>部下 平成一九年二月五日 告示第九号</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 154 534 347"> <p>一、四 一三 国道 横手日 野春停 車場線 (バイ パス)</p> </td> <td data-bbox="231 347 534 571"> <p>北巨摩郡長坂町日 野春三、一一一番 地先(本線との交 差点)から北巨摩 郡高根町下黒沢三 、二五三番地先(国 道日野春停車場 線との交差点)ま での両側</p> </td> <td data-bbox="231 571 534 728"> <p>一、四〇〇</p> </td> <td data-bbox="231 728 534 896"> <p>車両(原付・けん引を) 除く。</p> </td> <td data-bbox="231 896 534 952"> <p>四〇</p> </td> <td data-bbox="231 952 534 1064"> <p>長坂 平八・五 ・二三 告示 第二五号</p> </td> </tr> </table>	<p>一、四 一三 国道 横手日 野春停 車場線 (バイ パス)</p>	<p>北巨摩郡長坂町日 野春三、一一一番 地先(本線との交 差点)から北巨摩 郡高根町下黒沢三 、二五三番地先(国 道日野春停車場 線との交差点)ま での両側</p>	<p>一、四〇〇</p>	<p>車両(原付・けん引を) 除く。</p>	<p>四〇</p>	<p>長坂 平八・五 ・二三 告示 第二五号</p>
<p>一、四 一六 国道一 宮山梨 線</p>	<p>笛吹市春日居町熊 野堂四九七番地先 (春日居小学校北 交差点)から山梨 市下石森六〇一番 地の一〇先(山梨 南中西入口交差点 までの両側</p>	<p>二、九一〇</p>	<p>車両(原付・けん引を) 除く。</p>	<p>四〇</p>	<p>部下 平成一七年二月一日 告示第七号</p>																
<p>一、四 一六 市道</p>	<p>笛吹市春日居町熊 野堂四九七番地先 (春日居小学校北 交差点)から笛吹 市春日居町桑戸七 三八番地の一先(春 日居小前交差点 までの両側</p>	<p>五〇〇</p>	<p>車両(原付・けん引を) 除く。</p>	<p>四〇</p>	<p>部下 平成一九年二月五日 告示第九号</p>																
<p>一、四 一三 国道 横手日 野春停 車場線 (バイ パス)</p>	<p>北巨摩郡長坂町日 野春三、一一一番 地先(本線との交 差点)から北巨摩 郡高根町下黒沢三 、二五三番地先(国 道日野春停車場 線との交差点)ま での両側</p>	<p>一、四〇〇</p>	<p>車両(原付・けん引を) 除く。</p>	<p>四〇</p>	<p>長坂 平八・五 ・二三 告示 第二五号</p>																

<p>号</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1029 1153 1332 1355"> <p>一、四 二三 国道日 野春停 車場線 (バイ パス) 国道横 手日野 春停車 場線</p> </td> <td data-bbox="1029 1355 1332 1579"> <p>北杜市武川町牧原 一、七三〇番地の 一先(釜無川橋南 詰)から北杜市高 根町下黒沢三、二 五三番地先(旧道 との交差点)まで の両側</p> </td> <td data-bbox="1029 1579 1332 1736"> <p>一、九〇〇</p> </td> <td data-bbox="1029 1736 1332 1904"> <p>車両(原付・けん引を) 除く。</p> </td> <td data-bbox="1029 1904 1332 1960"> <p>四〇</p> </td> <td data-bbox="1029 1960 1332 2072"> <p>長坂 平成一九年二月五日 告示第九号</p> </td> </tr> </table>	<p>一、四 二三 国道日 野春停 車場線 (バイ パス) 国道横 手日野 春停車 場線</p>	<p>北杜市武川町牧原 一、七三〇番地の 一先(釜無川橋南 詰)から北杜市高 根町下黒沢三、二 五三番地先(旧道 との交差点)まで の両側</p>	<p>一、九〇〇</p>	<p>車両(原付・けん引を) 除く。</p>	<p>四〇</p>	<p>長坂 平成一九年二月五日 告示第九号</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="646 1153 949 1355"> <p>一、四 二八 広域農 道</p> </td> <td data-bbox="646 1355 949 1579"> <p>北巨摩郡高根町長 沢二、七七二番地 の一先(国道長沢 小淵沢線との交差 点)から北巨摩郡 高根町算輪七一五 番地の一先(高根 の湯南交差点)ま での両側</p> </td> <td data-bbox="646 1579 949 1736"> <p>四、八五〇</p> </td> <td data-bbox="646 1736 949 1904"> <p>車両(原付・けん引を) 除く。</p> </td> <td data-bbox="646 1904 949 1960"> <p>四〇</p> </td> <td data-bbox="646 1960 949 2072"> <p>長坂 平成一九年九月一日 告示第四九号</p> </td> </tr> </table>	<p>一、四 二八 広域農 道</p>	<p>北巨摩郡高根町長 沢二、七七二番地 の一先(国道長沢 小淵沢線との交差 点)から北巨摩郡 高根町算輪七一五 番地の一先(高根 の湯南交差点)ま での両側</p>	<p>四、八五〇</p>	<p>車両(原付・けん引を) 除く。</p>	<p>四〇</p>	<p>長坂 平成一九年九月一日 告示第四九号</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 1153 534 1355"> <p>一、四 九六 広域管 農団地 八ヶ岳 地区幹 地区</p> </td> <td data-bbox="231 1355 534 1579"> <p>北巨摩郡小淵沢町 一二九番地の一先 (リゾナール小淵 沢北側)から北巨</p> </td> <td data-bbox="231 1579 534 1736"> <p>七、七〇〇</p> </td> <td data-bbox="231 1736 534 1904"> <p>車両(原付・けん引を)</p> </td> <td data-bbox="231 1904 534 1960"> <p>四〇</p> </td> <td data-bbox="231 1960 534 2072"> <p>長坂 平成一九年一月二 〇日 告示第三</p> </td> </tr> </table>	<p>一、四 九六 広域管 農団地 八ヶ岳 地区幹 地区</p>	<p>北巨摩郡小淵沢町 一二九番地の一先 (リゾナール小淵 沢北側)から北巨</p>	<p>七、七〇〇</p>	<p>車両(原付・けん引を)</p>	<p>四〇</p>	<p>長坂 平成一九年一月二 〇日 告示第三</p>
<p>一、四 二三 国道日 野春停 車場線 (バイ パス) 国道横 手日野 春停車 場線</p>	<p>北杜市武川町牧原 一、七三〇番地の 一先(釜無川橋南 詰)から北杜市高 根町下黒沢三、二 五三番地先(旧道 との交差点)まで の両側</p>	<p>一、九〇〇</p>	<p>車両(原付・けん引を) 除く。</p>	<p>四〇</p>	<p>長坂 平成一九年二月五日 告示第九号</p>																
<p>一、四 二八 広域農 道</p>	<p>北巨摩郡高根町長 沢二、七七二番地 の一先(国道長沢 小淵沢線との交差 点)から北巨摩郡 高根町算輪七一五 番地の一先(高根 の湯南交差点)ま での両側</p>	<p>四、八五〇</p>	<p>車両(原付・けん引を) 除く。</p>	<p>四〇</p>	<p>長坂 平成一九年九月一日 告示第四九号</p>																
<p>一、四 九六 広域管 農団地 八ヶ岳 地区幹 地区</p>	<p>北巨摩郡小淵沢町 一二九番地の一先 (リゾナール小淵 沢北側)から北巨</p>	<p>七、七〇〇</p>	<p>車両(原付・けん引を)</p>	<p>四〇</p>	<p>長坂 平成一九年一月二 〇日 告示第三</p>																



三八	形若草線	中條二八三番地先 (下今井交差点) から中巨摩郡若草 町下今井三〇五番 地の一先(今井西 交差点)までの両 側		原付・ けん引 を 除く。	原	平成一九 年二月 二七日 告示第五 五号
----	------	---	--	------------------------	---	----------------------------------

一、五 三八	市道櫛 形若草 線	南アルプス市鏡中 條二八三番地先 (下今井東交差点) から南アルプス市 上今井八七〇番地 先(豊団地北交差 点)までの両側	二、〇〇〇	車両(原付・ けん引 を 除く)	南アル プス	平成一九 年二月五 日 告示第九 号
-----------	-----------------	---	-------	---------------------------	-----------	--------------------------------

一、五 九三	県道今 諏訪北 村線	南アルプス市在家 塚五八七番地の五 先(白根消防分遣 所東交差点)から 南アルプス市在家 塚八九五番地先 (在家塚交差点)ま での両側	六〇〇	車両(原付・ けん引 を 除く)	小笠 原	平成一九 年二月二 三日 告示第一 二号
-----------	------------------	--	-----	---------------------------	---------	----------------------------------

一、五 九三	削除				南アル プス	平成一九 年二月五 日 告示第九 号
-----------	----	--	--	--	-----------	--------------------------------

一、六 四一	県道白 井河原 八田線	甲府市白井町一、 九四四番地一先 (白井河原橋北詰交 差点)から笛吹市 石和町砂原八四番 地先(砂原交差点 )までの両側	一、四〇〇	車両(原付・ けん引 を 除く)	南甲 府 笛吹	平成一九 年一月二 五日 告示第六 号
-----------	-------------------	--	-------	---------------------------	---------------	---------------------------------

一、六 四一	県道白 井河原 八田線	甲府市白井町一、 九四四番地一先 (白井河原橋北詰交 差点)から笛吹市 石和町砂原八四番 地先(砂原交差点 )までの両側	一、四〇〇	車両(原付・ けん引 を 除く)	南甲 府 笛吹	平成一九 年一月二 五日 告示第六 号
-----------	-------------------	--	-------	---------------------------	---------------	---------------------------------

一、六 四三	県道下 神内川 石和温 泉停車 場線	笛吹市春日居町桑 戸七三八番地の一 先(春日居小前交 差点)から山梨市 下石森六〇〇番地 の三先(県道山梨 市停車場線との交 差点)までの両側	二、四〇〇	車両(原付・ けん引 を 除く)	日下 部	平成一九 年二月五 日 告示第九 号
-----------	--------------------------------	--	-------	---------------------------	---------	--------------------------------

一、六 四四	県道横 手日野 春停車 場線	北杜市長坂町日野 春三、一一一番地 先(県道日野春停 車場線(バイパス )との交差点)から 北杜市長坂町富 岡八三番地先(白 井商店)までの両 側	一、八〇〇	車両(原付・ けん引 を 除く)	長坂	平成一九 年二月五 日 告示第九 号
-----------	-------------------------	---	-------	---------------------------	----	--------------------------------

一、六 四五	市道東 桂古川 渡線（ 中央道 側道）	都留市十日市場一 五二番地の三先か ら都留市つる五丁 目五番一先（つ る五丁目交差点） までの両側	二、五五〇	車両（ 原付・ けん引 を 除く。）	四〇	都留	平成一九 年二月五 日 告示第九 号
-----------	---------------------------------	--	-------	--------------------------------	----	----	--------------------------------

に改める。  
別表第十六中

六四八	町道	北巨摩郡小淵沢町上笹尾一、二 七六番地先	長坂	四九・四・一一 一六号
六四九	町道	北巨摩郡小淵沢町上笹尾一、二 六三番地の二先	長坂	四九・四・一一 一六号

六四八	削除	長坂	平成一九年二月 五日 告示第九号
六四九	削除	長坂	平成一九年二月 五日 告示第九号

七、五六八	村道	南都留郡秋山村三、三三三五番地 先（桜井小学校東側交差点）	都留	六三・一一・一 〇 二八号
-------	----	----------------------------------	----	---------------------

七、五六八	削除	都留	平成一九年二月 五日
-------	----	----	---------------

告示第九号
-------

一〇、二七八	広域管 農団地 農道	北巨摩郡須玉町小倉一、六七〇 番地先（西進車両）	葦崎	平成一三年六月 七日 告示第二三三 号
一〇、二七九	広域管 農団地 農道	北巨摩郡須玉町小倉二、六八五 番地先（東進車両）	葦崎	平成一三年六月 七日 告示第二三三 号

一〇、二七八	削除	葦崎	平成一九年二月 五日 告示第九号
一〇、二七九	削除	葦崎	平成一九年二月 五日 告示第九号

一一、二三九	市道	甲州市塩山小屋敷一、八一〇番 地先（市民体育館北側十字路交 差点・南進車両）	塩山	平成一九年一月 二五日 告示第六号
--------	----	--	----	-------------------------

一一、二三九	市道	甲州市塩山小屋敷一、八一〇番 地先（市民体育館北側十字路交 差点・南進車両）	塩山	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、二四〇	市道	北杜市須玉町小倉二、六八五番 地の一先（南進車両）	葦崎	平成一九年二月 五日 告示第九号

一、二四二	市道	北杜市須玉町小倉二、六七〇番地先（北進車両）	五七〇	車両	終日	塩山	平成一九年二月五日 告示第九号
-------	----	------------------------	-----	----	----	----	--------------------

に改める。  
別表第十七中

一、〇八二	市道	塩山市上於曾一、二七六番地先（焼肉「三政苑」）から塩山市上於曾一、二六九番地先までの両側	二二五	車両	終日	塩山	平成一九年二月五日 告示第九号
-------	----	--	-----	----	----	----	--------------------

一、〇八二	削除					塩山	平成一九年二月五日 告示第九号
-------	----	--	--	--	--	----	--------------------

一、〇八四	市道	塩山市上於曾一、二三一番地の五先（あおやぎ時計店）から塩山市千野三、三五九番地先までの両側	五七〇	車両	終日	塩山	平成一九年二月五日 告示第九号
-------	----	---	-----	----	----	----	--------------------

一、〇八四	削除					塩山	平成一九年二月五日 告示第九号
-------	----	--	--	--	--	----	--------------------

一、二七一	町道櫛形若草線	中巨摩郡若草町鏡中條二八三番地先（下今井東交差点）から中巨摩郡若草町下今井三〇五番地の一先（下今井西交差点）までの両側	一、三〇〇	車両	終日	小笠原	平成一九年二月二七日 告示第五号
-------	---------	---	-------	----	----	-----	---------------------

一、二七一	削除					南アールプス	平成一九年二月五日 告示第九号
-------	----	--	--	--	--	--------	--------------------

一、二七五	県道塩山勝沼線 市道山本線	塩山市牛奥二、〇一〇番地の二先から東山梨郡勝沼町山一、五六五番地の七先（小沢電気商会西側交差点）までの両側	一、二〇〇	車両	終日	塩山	平成一九年二月二七日 告示第五号
-------	------------------	---	-------	----	----	----	---------------------

一、二七五	削除					塩山	平成一九
						年二月五	日
						告示第九	号

一、二八九	町道櫛形若草線	中巨摩郡櫛形町 沢登九七五番地 先(桃園神社東 交差点)から中 巨摩郡櫛形町上 今井九九六番地 先(上今井交差 点)までの両側	一、四〇〇	車両	終日	小笠原	平成一四
						年九月一	日
						告示第四	九号

一、二八九	削除					南ア ルブ	平成一九
						年二月五	日
						告示第九	号

その他

● 公募型プロポーザル方式による受注者の選定について  
 次のとおり公募型プロポーザル方式により受注者を選定する。  
 平成十九年二月五日

山梨県立中央病院管理局長 中川 洋

一 公募型プロポーザルに付する事項

1 業務等の名称及び数量

情報機器等の導入及び情報機器等の保守業務 一式

2 履行場所

山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院

3 業務等の内容

本件は、山梨県立中央病院において利用(診療に係るものを除く。)する端末機等機器及びソフトウェア等を導入し、これら機器等を用いた端末セキュリティ対策の強化と端末機の共用に適した環境の構築を目的とするものである。  
 なお、選定された者は、次の業務等を行うものとする。

(一) 情報機器等の導入

(ア) 端末等機器、ソフトウェア等の納入及び設置、設定

(イ) 端末セキュリティ対策実施環境の構築

(ウ) 複数職員による端末機共用に適する利用環境の構築

(二) 情報機器等の保守

(ア) 端末等機器の保守

(イ) サーバ機器の保守

4 履行期限

(一) 情報機器等の導入については、契約の日から平成十九年三月二十九日まで

(二) 情報機器等の保守については、平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

二 参加資格

企画提案書を提出することができる者は共同企業体又は単独企業とし、共同企業体の場合にあつては1に、単独企業による場合にあつては2に示すとおりとする。

1 共同企業体の場合

(一) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者に必要な資格等(平成十八年山梨県告示第九十四号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

(ウ) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申し立

て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申し立てをしていない者であること。

(I) 公告の日から企画提案書を提出した時までの間において、県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていない者であること。

(オ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員とすること。

(カ) 情報機器等の導入及び情報機器等の保守業務委託共同企業体協定書を締結していること。

(キ) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単独で本件に参加していないこと。

2 単独の企業の場合

1 に掲げる要件（(イ)及び(カ)を除く。）を満たすこと。

三 企画提案書の評価及び最優秀提案者の選定

企画提案書は、山梨県立中央病院情報機器等の導入及び情報機器等の保守業務選考審査会において、次の事項等について評価し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。

1 端末セキュリティ対策の実施に関する考え方

2 セキュリティ対策の実施及び端末機共用に適した機器等構成及び実現に関する考え方

3 導入費用及び運用費用の低減に関する考え方

四 手続等

1 企画提案書作成要領及び仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院管理局経営企画課情報システム担当 電話〇五五 二五三 七一一 内線二〇四五

2 企画提案書作成要領及び仕様書等の交付期間

この公告の日から平成十九年二月九日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで四の1の交付場所において交付する。

なお、企画提案書作成要領及び仕様書等の交付を希望する者は、事前に四の1へ

連絡すること。

3 説明会の開催

(一) 日時及び場所

平成十九年二月八日（木）午前十一時 山梨県立中央病院二階研修室1

(二) 事前連絡

説明会への参加を希望する者は、事前に四の1へ連絡すること。また、説明会への参加者は、一社三名までとする。

4 企画提案書等の提出期限及び提出方法

平成十九年二月十九日（月）正午までに四の1に持参し、又は平成十九年二月十六日（金）午後四時までに四の1あてに必着するよう郵送すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便とすること。

五 契約の締結

三により最優秀提案者として選定された者との契約締結交渉を行う。契約交渉が不調のときは、三により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 契約保証金

契約を締結しようとする者は、企画提案説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 長期継続契約

この公告に係る選定の結果、選定された者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。

5 その他

詳細は、企画提案説明書による。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年十一月九日山梨県告示第五百六十号（保安林の指定の予定）

八〇二

下

- 一六行目から一七行目の間に次のように加える。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番